

# (重要) 令和4年3月31日をもって事業系ごみ

## ステーション排出制度が廃止となります!!

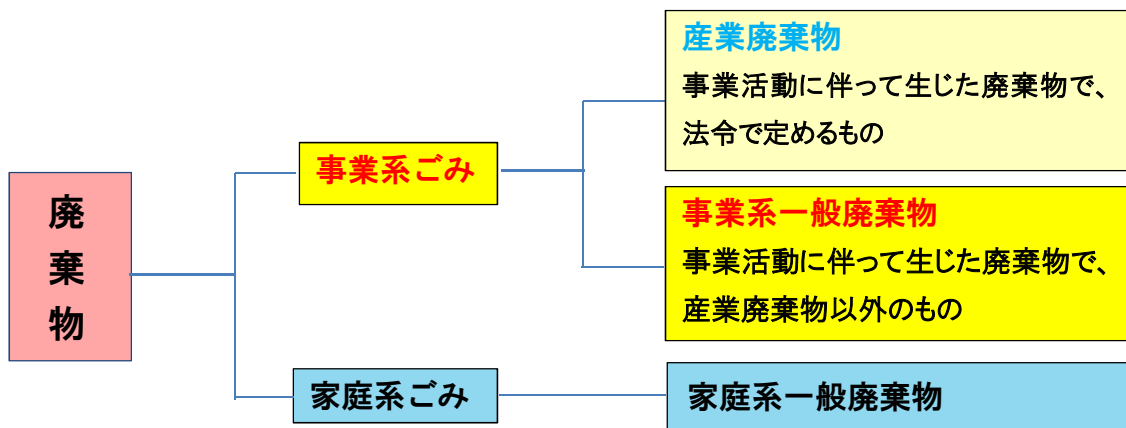
事業系ごみの処理に当たっては、自ら市の施設へ持ち込むか（産業廃棄物を除く）、県や市から収集運搬業許可を受けた業者に委託して処理する必要があります。

（※自ら市の施設に搬入する場合、市へ一般廃棄物処理許可申請書を提出し、搬入許可を受ける必要があります。）

収集運搬業許可には、一般廃棄物と産業廃棄物に関するものがそれぞれにありますので、委託する場合には注意が必要です。

### 事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・学校・官公署など、事業活動から出るごみは、すべて事業系ごみであり、また個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみとなります。（玉野市東清掃センター及び玉野市一般廃棄物最終処分場は、家庭系ごみ一般廃棄物と事業系一般廃棄物のみ処分する施設です。）



#### **事業系ごみの種類**

事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2種類に分けられ、それぞれの処理施設で適正に処理しなければならないことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に定められています。詳しい品目については、裏面を参照してください。

#### **事業者の責務とは？**

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と事業者の責務が明確に示されています。

※処理とは、①自ら市の処理施設へ持ち込む ②許可業者に収集運搬を委託（別紙収集運搬業者一覧参照）のいずれかのことを表します。

**◎事業系ごみステーション排出制度及び事業系一般廃棄物についてのご相談は、下記へお問い合わせください。**

市役所	担当課	所在地	電話番号
玉野市役所	環境保全課	〒706-8510 玉野市宇野 1-27-1	0863-32-5520

# 産業廃棄物とは

**事業活動に伴って生じた廃棄物**のうち、法令で定める20種類の廃棄物のことを指し、**市の処理施設では、受け入れることができません。**

産業廃棄物においては、廃棄物が適正に最終処分（埋立処分、再生など）されるまでの最終的な責任を事業者が負わなければなりません。

【産業廃棄物一覧】			
あらゆる事業活動に伴うもの（全業種・全事業者から排出される廃棄物）			
①燃え殻	②汚泥	③廃油	④廃酸
⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック	⑦ゴムくず	⑧金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	⑩鉱さい	⑪がれき類	⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの（特定の業種・特定の事業者から排出される廃棄物）			
⑬紙くず	⑭木くず	⑮繊維くず	⑯動植物性残さ
⑰動物系固形不要物	⑱動物のふん尿	⑲動物の死体	
⑳その他の廃棄物： ①～⑨までの産業廃棄物を処分したもので、①～⑱にまでのいずれにも該当しないもの（例：コンクリート固形物）			

一般家庭から出るごみと性質が同じものであっても、**事業活動に伴って生じ、上の一覧表に示した20種類に該当するものは、全て産業廃棄物となります。**

例えば、プラスチック類は、家庭から出れば一般廃棄物ですが、**事業所から出るプラスチック類は産業廃棄物になります**ので、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底して、適正な処理をお願いします。

※ **複数の素材でできた物も産業廃棄物になります。**（例：コピー機、掃除機、CDプレイヤー、照明器具、乾電池、充電式電池、パソコンプリンター、電気コード、自転車、傘、蛍光灯、小型家電製品等）

**◎産業廃棄物についてのご相談は、下記へお問い合わせください。**

県民局	担当課	所在地	電話番号
岡山県備前県民局	環境課	〒706-8604 岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9805



**ごみステーションに、**

**事業系ごみは出せません!**



事業系ごみをごみステーションに出す行為は量の多少に関係なく不適正排出とみなされ、悪質な場合は処罰されます。

☆ **建物が店舗兼住居の場合は、ごみを別々（店舗のごみは事業系ごみ、住居のごみは家庭系ごみ）に処理してください。**